

前提として、被相続人が所有権の登記名義人である居住建物について、相続や遺贈を原因とする所有権の移転の登記がされている必要あり！

## ①配偶者居住権設定（遺産分割）の場合

令和3年5月 1日に死亡

令和3年5月23日に遺産分割

存続期間の始期が「**相続開始の日**」の場合

登記の目的	配偶者居住権設定
登記原因及びその日付	令和3年5月23日遺産分割
存続期間	令和3年5月1日から配偶者居住権者の死亡時まで
特約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる
申請人の氏名又は名称	権利者（配偶者） 義務者（建物の所有者）
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 印鑑証明書 代理権限証明情報
登録免許税	不動産の価額の 1000 分の 2

### 存続期間の書き方

- ・存続期間の**始期**が「**遺産分割協議が成立した日**」の場合  
「**配偶者居住権者の死亡時まで**」
- ・存続期間の**定めがない場合**  
「**配偶者居住権者の死亡時まで**」
- ・存続期間の**定めがある場合**  
「**年月日から何年（又は年月日から年月日まで）又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間**」

## ②配偶者居住権設定（遺贈 遺言執行者あり）の場合

令和3年5月 1日に死亡

登記の目的	配偶者居住権設定
登記原因及びその日付	令和3年5月1日遺贈
存続期間	配偶者居住権者の死亡時まで
特約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる
申請人の氏名又は名称	権利者（配偶者） 義務者（建物の所有者）
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 印鑑証明書 承諾証明情報 代理権限証明情報
登録免許税	不動産の価額の1000分の2

（注意）遺言執行者が遺言に基づいて登記をするので、「第三者に居住建物の使用又は収益をさせることを許す旨」の定めについて、建物の所有者の承諾書が必要。

### 存続期間の書き方

- ・存続期間の定めがない場合  
「配偶者居住権者の死亡時まで」
- ・存続期間の定めがある場合  
「年月日から何年（又は年月日から年月日まで）又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」

### ③配偶者居住権設定（遺贈 遺言執行者なし）の場合

令和3年5月 1日に死亡

登記の目的	配偶者居住権設定
登記原因及びその日付	令和3年5月1日遺贈
存続期間	配偶者居住権者の死亡時まで
特約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる
申請人の氏名又は名称	権利者（配偶者） 義務者（建物の所有者）
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 印鑑証明書 代理権限証明情報
登録免許税	不動産の価額の1000分の2

（注意）登記義務者に「受遺者である相続人」は入らない。

#### 存続期間の書き方

- ・ 存続期間の定めがない場合

「配偶者居住権者の死亡時まで」

- ・ 存続期間の定めがある場合

「年月日から何年（又は年月日から年月日まで）又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」

## ④配偶者居住権設定（死因贈与）の場合

令和3年5月 1日に死亡

登記の目的	配偶者居住権設定
登記原因及びその日付	令和3年5月1日死因贈与
存続期間	配偶者居住権者の死亡時まで
特約	第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる
申請人の氏名又は名称	権利者（配偶者） 義務者（建物の所有者）
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 印鑑証明書 代理権限証明情報
登録免許税	不動産の価額の1000分の2

### 存続期間の書き方

- ・ 存続期間の定めがない場合

「配偶者居住権者の死亡時まで」

- ・ 存続期間の定めがある場合

「年月日から何年（又は年月日から年月日まで）又は配偶者居住権者の死亡時までのうち、いずれか短い期間」

## ⑤配偶者居住権の登記の抹消（合意消滅）の場合

賃借権の登記のされている配偶者居住権の登記を抹消する場合

登記の目的	配偶者居住権抹消
登記原因及びその日付	令和3年5月23日合意消滅
申請人の氏名又は名称	権利者（建物の所有者） 義務者（配偶者）
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報 承諾証明情報 代理権限証明情報
登録免許税	金 1000 円

## ⑥配偶者居住権の登記の抹消（死亡による消滅）の場合

賃借権の登記のされている配偶者居住権の登記を抹消する場合

登記の目的	配偶者居住権抹消
登記原因及びその日付	令和3年5月23日死亡による消滅
申請人の氏名又は名称	権利者（申請人）（建物の所有者） 義務者（死亡した配偶者）
添付情報	登記原因証明情報 承諾証明情報 代理権限証明情報
登録免許税	金 1000 円